

## 日本美術史学史序説（2）

### 序章 美術史学以前（1）

#### 一、『日本書紀』にみる最初的美術史的記載

美術史学とは美術の歴史を学問的に考えること、あるいはそれを記述するものである。しかし、具体的にどのようなものを対象にして、その対象の属性のうちのを、いかに考え記述するか、ということになると、そう簡単なことではない。まず「美術」という概念に包括されるものを確定することからしてむずかしい。もともとこの「美術」

田中 日佐夫

という言葉が使われるようになり、その言葉にふくまれる領分が確定されるようになってから、まだ一世紀、あるいはせいぜいそれに十数年をプラスした時間しかたっていない。このあたりのことは第二章で詳しく述べるつもりである。またいうまでもないことであるが、古い時代の「美術品」を調査し、そのデータを公表し記述したからといって、それがすぐに美術史的記述になるとは限らないと思ふ。だから前記した美術史学そのものありようについては、ある見通しをたてる必要はあるものの、同時に、この論考を進める過程の中で追々考え、その結果を積み重ねていくよりしかたがないのである。

つまり、言葉の概念規程を前提にすることからはじめるのではなく、古い史書に現在の美術史学でその対象として扱っているものがどのように記述されているか、ということの検討からはじめよう。

まず、最古の史書であり、正史である「六国史」の一、『日本書紀』をみることにしよう。この『日本書紀』は周知のように古くは『日本紀』といい、『続日本紀』養老四年（七二〇）五月の条に「先<sup>キヨリ</sup>是<sup>コト</sup>一品舎人親王奉<sup>テ</sup>勅<sup>ヲ</sup>日本紀<sup>ヲ</sup>至<sup>テ</sup>是<sup>ニ</sup>功成<sup>テ</sup>奏<sup>ス</sup>上<sup>ニ</sup>紀卅卷系図一卷」とある『日本紀』にあたるものである。そしてその編修事業は、『日本書紀』自体の中、天武天皇十年（六八二）三月十七日の条に「天皇、大極殿に御して、川嶋皇子・忍壁皇子（以下十名略）に詔して、帝紀及び上古の諸事を記し定めしめたまふ。（中臣連）大嶋・（平群臣）子首、親ら筆を執りて以て録す」と記されている、このことからはじめたものであらうともされる。

このように言い切ることには無理があるにしても、『日本書紀』全三十巻におさめられているさまざまな内容が、七世紀の後半から八世紀初頭にかけて用意された資料から構成されたことはたしかであらう。まず、古くからあつた

「帝紀」「旧辞」をはじめ、朝鮮・中国などの古記録、文献類、わが国の公的記録、寺院の記録や氏族の家伝などを採集し、それを選択し、年代順に配列し、全体の構成をイメージし、それをふくらませ、固めていきながら、その中に素材となるべき史実の収め方を決定していったはずである。

この『日本書紀』から、現在美術史で取り上げられるものの印象的な記述を、いくつか抜き出して、それを検討してみよう。

#### 「埴輪」の場合

「埴輪」。この古墳の外側に並べられた土製の素朴な彫刻作品について、『日本書紀』は巻第六、垂仁天皇三十二年の条に次のように記している。その前提となる同天皇二十八年の条と合わせて引く。

二十八年の冬十月の丙寅の朔庚午に、天皇の母弟倭彦命薨りましぬ。

十一月の丙申の朔丁酉に、倭彦命を身狭の

桃花鳥坂に葬りまつる。是に、近習者を集へて、悉に生けながらにして陵の域に埋みて立つ。日を數て死なずして、晝に夜に泣ち吟ふ。遂に死りて爛ち昇りぬ。犬鳥聚り嘔む。天皇、此の泣ち吟ふ聲を聞しめして、心に悲傷なりと有す。群卿に詔して曰はく、「夫れ生に愛みし所を以て、亡者に殉はしむるは、是甚だ傷なり。其れ古の風と雖も、良からずは何ぞ従はむ。今より以後、議りて殉はしむることを止めよ」とのたまふ。

三十二年の秋七月の甲戌の朔己卯に、皇后日葉酢媛命一に云はく、日葉酢根命なりといふ。薨りましぬ。臨葬らむとすること日有り。天皇、群卿に詔して曰はく、「死に従ふ道、前に可からずとい

ふことを知り。今此の行の葬に、奈之爲何む」とのたまふ。是に、野見宿禰、進みて曰さく、「夫れ君主の陵墓に、生人を埋み立つるは、是不良し。豈後葉に傳ふることを得む。願はくは今便事を議りて奏さむ」とまうす。則ち使者を遣して、出雲國の土部壹佰人を喚し上げて、自ら土部等を領ひて埴を取りて人馬及び種種の物の形を造りて、天皇に獻りて曰さく、「今より以後、是の土物を以て生人に更易へて、陵墓に樹てて、後葉の法則とせむ」とまうす。天皇、是に、大きに喜びたまひて、野見宿禰に詔して曰はく、「汝が便議、寔に朕が心に洽へり」とのたまふ。則ち其の土物を、始めて日葉酢媛命の墓に立つ。仍りて是の土物を號けて埴輪と謂ふ。亦是立物と名く。仍りて令を下して

曰はく、「今より以後、陵墓に必ず是の土物を樹て、人をな傷りそ」とのたまふ。天皇、厚く野見宿禰の功を賞めたまひて、亦鍛地を賜ふ。即ち土部の職に任けたまふ。因りて本姓を改めて、土部臣と謂ふ。是、土部連等、天皇の喪葬を主る縁なり。所謂る野見宿禰は、是土部連等が始祖なり。

埴輪というものは考古学でも重要なテーマである。いや、実をいうと埴輪が美術史学の対象として取り上げられるようになったのはわりに近年のことであり、そうなるからも埴輪が、美術史家の造形作品を見る目によって論ぜられ、美術史の本の数頁をかざることは不思議に少なく、むしろ考古学者にすべてをまかせていると言つてもよい状態である。

これは不思議なことであるが、それはともかく、さきにあげた『日本書紀』の記述は、埴輪という美術的作品の一ジャンルについての、いわゆる「起源説話」である。垂仁

天皇の時代の実年代が何年ごろかは明確ではないが、大古墳が続々と造営され、その外側に立てるためのおびただしい数の埴輪が作られたのは、畿内においては四世紀から六世紀であろうが、おそらく東国などにおいては七世紀ごろまで続いていたと考えられる。だからあの説話も『日本書紀』編修時の四百年以前から二百年以前の間に形成されたものであろう。そしてこのことも周知のことであろうが、あの説話内容は考古学的知見とは大いに矛盾しており、全く事実に反した創作的説話であると言われている。しかし、この説話と同じような内容は、『続日本紀』卷三十六、天応元年（七八一）六月の条に土師宿祢古人たちが奏したことから記されているから、これは土師一族の間では相当強固な「わが氏族の記憶」として伝えられていた「起源説話」であったのであろう。それだけに、その説話形成過程には興味があるのだが、いまそれにかかわることは避ける。

要は、『日本書紀』を記述する者にとって、むかしの造形作品がつけられるに至る起源について、きわめて強い意識をもっていたことが理解されるのであり、そのことをまず心にとどめておく必要があると思う。

埴輪については『日本書紀』卷第十四 雄略天皇九年七月の条にも、応神天皇陵に立てられていた「土馬」Ⅱ「埴輪の馬」についての、いきいきとした説話が載せられている。このようなものをみると、『日本書紀』の編修者にとって、埴輪は現に見える作品として十分に存在感のあるものであったことが想像される。そして、そのようなものについては、古代人もやはりその起源がもつとも心にかかるものだったのであろうと推察される。

### 「仏像」あるいは造寺・造仏の場合

五三八年、あるいは五五二年、いずれにしろ六世紀の中頃までに、大和朝廷に仏教が公伝され、現在の美術史学において主要な対象の一つである「仏像」がわが古代人の目の前に公然と現われた。彼らがその仏像に対して一種の美的なものに対する心情をもつて接したことは次のような記載からうかがわれると思う。『日本書紀』卷第十九 欽明天皇十三年十月の条、百済の聖明王から公伝された仏教を信じるかそれを拒否するかを群臣に問うたときの言葉として

すなは、まへつきたち、とよめとのたまふ、  
乃ち群臣に歴問ひて曰はく、「西蕃の獻  
れる佛の相貌端嚴し。全ら未だ曾て有す。禮ふべき  
や不や」とのたまふ。

とある。ここに記される「相貌端嚴」という言葉は經典から借用したものである。たしかに熟語そのものはそうなのであるが、同時に美しい婦人の顔容などの形容に、同じく經典に使用された「端麗」「端正」「姝妙」などという熟語を使い、ともに「さらさらし」と訓じているところを考えあわせれば、そこに美的なものに対する心情が働いていたと考えてあやまりはあるまい。「仏像」はわが国古代人にとつても美的対象でもあったのである。

その公伝時のことを述べた記載にほとんど接続して、翌年五月のこととして次のような仏像についての記載を見ることができぬ。

夏五月の戊辰の朔に、河内國言さく、「泉  
郡の茅渟海の中に、梵音す。震響雷の聲の若し。

光彩しく晃り曜くこと日の色の如し。天皇、心に異しびたまひて、溝邊直此に但に直とのみ曰ひて、名字を書かざることは、蓋し是傳へ寫して誤り失へるか。を遣し、海に入りて求訪めしむ。

是の時に、溝邊直、海に入りて、果して樟木の、海に浮びて玲瓏くを見つ。遂に取りて天皇に獻る。畫工に命して、佛像一軀を造らしめたまふ。

今の吉野寺に、光を放ちます樟の像なり。

この記事内容がここに置かれるのが正しいのかどうかは大いに疑問である。『日本靈異記』には敏達朝のこととして同じ内容の説話が記されているが、この説話を事実を述べたことと解するならば、その年代の方がより妥当であるかもしれない。ただこの説話で、仏像が彫られる用材の発見される場所とその経緯が述べられていることと、出来あがつた仏像の安置された場所が記されていることに、私は注意せざるをえない。ここに古代の正史編修者の意志を読み取ることでもできそうに思うからである。

半世紀ほどの崇仏派と排仏派の争いののち、蘇我氏主導による造寺の時代に入る。この時期における『日本書紀』の關係記載例を拾い出し、それを記述した者がなにを述べたかつたか、私たちはなにをそこから読み取ることができるか、ということを書いてみる。

『日本書紀』卷第二十 敏達天皇十三年（五八四）と翌十四年の条

秋九月に、百濟より來る鹿深臣、名字を闕せり。彌勒の石像一軀有てり。佐伯連、名字を闕せり。佛像

一軀有てり。

是歳、蘇我馬子宿禰、其の佛像一軀を請せて、鞍部村主司馬達等・池邊直水田を遣して、四方に使して、修行者を訪ひ覓めしむ。是に、唯播磨國にして、僧還俗の者を得。名は高麗の惠便といふ。大臣、乃ち以て師にす。司馬達等の女嶋を度せしむ。善信尼と曰ふ。年十一歳。又、善信尼の弟子

二人を度せしむ。其の一は、漢人夜善が女豊女、名を禪藏尼と曰ふ。其の二は、錦織壺が女石女、名を惠善尼と曰ふ。壺、此をば都符と云ふ。馬子獨り佛法に依りて、三の尼を崇ち敬ぶ。乃ち三の尼を以て、氷田直と達等とに付けて、衣食を供らしむ。佛殿を宅の東の方に經營りて、彌勒の石像を安置せまつる。三の尼を屈請せ、大會の設齋す。此の時に、達等、佛の舍利を齋食の上にて得たり。即ち舍利を以て、馬子宿禰に獻る。馬子宿禰、試に舍利を以て、鐵の質の中に置きて、鐵の鎚を振ひて打つ。其の質と鎚と、悉に摧け壞れぬ。而れども舍利をば摧き毀らず。又、舍利を水に投る。舍利、心の所願の隨に、水に浮び沈む。是に由りて、馬子宿禰・池邊氷田・司馬達等、佛法を深信

けて、修行すること懈らず。馬子宿禰、亦、石川の宅にして、佛殿を修治る。佛法の初、茲より作れり。

十四年の春二月の戊子の朔壬寅に、蘇我大臣馬子宿禰、塔を大野丘の北に起てて、大會の設齋す。即ち達等が前に獲たる舍利を以て、塔の柱頭に藏む。

冒頭に記された弥勒の石像がわが国にもたらされたのは『元興寺伽藍縁起』によると前年のことらしいが、仏像というものがどこを本籍地としているか、ということはやはり意識されるものだったのであろう。

崇峻天皇元年（五八八）から蘇我氏による氏寺「法興寺」の建立がはじまる。『日本書紀』卷第二十一にはそのため百濟から多くの工人たちが渡来してきたことと、法興寺建立の着手を次のように伝えている。

是歳、百濟國、使并て僧惠總・令斤・惠寔等

を遣して、佛の舍利を獻る。百濟國、恩率首信・  
德率蓋文・那率福富味身等を遣して、調進、并  
て佛の舍利、僧、聆照律師・令威・惠衆・惠宿・  
道嚴・令開等・寺工太良未太・文賈古子、鑪盤  
博士將德白味淳、瓦博士麻奈文奴、陽貴文・俊貴  
文・昔麻帝彌・畫工白加を獻る。蘇我馬子宿禰、  
百濟の僧等を請せて、戒むことを受くる法を問ふ。  
善信尼等を以て、百濟國の使恩率首信等に付けて、  
學問に發て遣す。飛鳥衣織造が祖樹葉の家を壊  
ちて、始めて法興寺を作る。此の地を飛鳥の眞神原  
と名く。亦是飛鳥の苦田と名く。

同様内容は『元興寺伽藍縁起』によりくわしく記されて  
いる。

戊申、始請百濟寺名昌王法師及諸仏等、故遣上釈令

照律師、惠聡法師、鑪盤師將德白味淳、寺師丈羅未  
大、文賈古子、瓦師麻那文奴、陽貴文、布陵貴、昔麻  
帝彌、令作奉者、山東漢大費宜名麻高垢鬼、名意等加  
斯費宜也、書人百加博士、陽古博士、丙辰年十一月  
既、余時使作金人等、意奴弥首名辰星也、阿沙都麻昔  
名未沙乃也、鞍部首名加羅余也。山西首名都鬼也、此  
四部首為將、諸手使作奉也。

工人は技術者渡來のこと、またその卓抜した技術につい  
ては、『日本書紀』中ほかにも特に雄略天皇の条などにし  
ばしば見ることがができる。しかし、十一年前のよく似た記  
載例（ここでは省略する）をのぞいてこれほどに多数の工人  
が組織的集団として渡來してきたことを記したものはな  
い。そのうえ『元興寺伽藍縁起』をよく読めば、（この文章  
には種々問題があるのだが）、そこに師博士工人……首  
……手という、工人組織内の身分的階層が存在したことが  
わかり、それを意識して記していることも読み取ることが  
できるのである。このようなことが読み取れる文章が、



『日本書紀』の資料になつたと考えられる寺院縁起に現われているのも、時代性のあらわれと言えよう。

法興寺（＝飛鳥寺＝元興寺）は推古天皇四年（五九六）十一月に完成する。それから九年後、推古天皇十三年（六〇五）になつて、天皇は突如として「銅・繡の丈六の仏像」の造像を命じ、それは『日本書紀』によれば翌年（実はこの年代は『元興寺伽藍縁起』によつて推古天皇十七年（六〇九）と正されるべきなのであるが）に完成し、その直後、前記した元興寺金堂に納められる。『日本書紀』卷第二十二 推古天皇十三年、十四年に記された関係箇所を抜き出すと次のようなものである。

十三年の夏四月の辛酉の朔に、天皇、皇太子・大臣及び諸王・諸臣に詔して、共に同じく誓願ふことを發てて、始めて銅・繡の丈六の佛像、名一軀を造る。乃ち鞍作鳥に命せて、佛造りまつる工とす。是の時に、高麗國の大興王、日本國の天皇、佛像を造りたまふと聞きて、

黄金三百兩を貢上る。

十四年の夏四月の乙酉の朔壬辰に、銅・繡の丈六の佛像、並に造りまつり竟りぬ。是の日に、丈六の銅の像を元興寺の金堂に坐せしむ。時に佛像、金堂の戸より高くして、堂に納れまつること得ず。是に、諸の工人等、議りて曰はく、「堂の戸を破ちて納れむ」といふ。然るに鞍作鳥の秀れたる工なること、戸を壊たずして堂に入るのと得。即日、設齋す。是に、曾集へる人衆、勝げて數ふべからず。是年より初めて寺毎に、四月の八日・七月の十五日に設齋す。

五月の甲寅の朔戊午に、鞍作鳥に勅して曰はく、「朕、内典を興し隆えしめむと欲ふ。方に佛刹を建てむとして、肇めて舍利を求む。時に汝が祖

父司馬達等、便に舍利を獻れり。又國に僧尼無し。是に、汝が父多須那、橘豊日天皇の爲に出家して、佛法を恭み敬ふ。又汝が姨嶋女、初めて出家して、諸の尼の導者として、釋の教を修行はしむ。今朕、丈六の佛を造りまつらむが爲に、好き佛像を求む。汝が駄れる佛の本、則ち朕が心に合へり。又佛像を造ること既に訖りて、堂に入るること得ず。諸の工人、計ること能はずして、將に堂の戸を破たむとす。然るに汝、戸を破たずして入ること得。此皆汝が功なり」とのたまふ。即ち大仁の位を賜ふ。因りて近江國の坂田郡の水田二十町を給ふ。鳥、此の田を以て、天皇の爲に、金剛寺を作る。是今、南淵の坂田尼寺と謂ふ。

ここには佛像をつくるときの命令権者、仏工のこと、仏

像の材料にかかわる記録、仏工の功績、その仏工をめぐる氏族的賞賛の記述などが述べられているのである。これはまれに見る記述だと思ふ。

### 『日本書紀』編修者の意識

以上抜粋してきた『日本書紀』の「美術」関係記載例から次のようなことが言えよう。すなわちそれを記述したものの視野の中には次のようなことがふくまれていたように思うのである。

- ① 「美術」作品に関して
  - a. 作品ジャンルの起源説話。
  - b. 作品の伝来経路。
  - c. 作品にかかわる伝承。
- ② 作品について
  - a. 作品に直接かわる作者についての伝承。
  - b. 作者一族についての伝承。
  - c. 作者の社会的位置について。
- ③ 命令権者、パトロンについて
  - a. 作品・作者にかかわる命令権者について。
  - b. 命令権者についての伝承。

c. 命令権者の社会的地位について。

④ 作品が置かれる「場」と社会的環境について。

a. 作品が置かれる「場」について。

b. 「場」の環境について。

c. 作品が社会に与える影響について。

どの項目がさきにあげた資料中どれにあたるかをいちいち指摘する必要はあるまい。また美術史学の記述というものが、これだけの要素を備えねばならない、とここでは言うまい。当然現代においてはその一つ一つをもっと詳しく検討し、記述しなければならぬし、さらに⑤としてその作品が現在に至るまでの歴史をどのようにとらえ記述するか、ということが加わると思われるが、しかしそれにしても古代の修史者たちはなかなか広い視野と、多面的な意識をもっていたと考えられる。

### 付・美術(史)的観賞意識の拒否

古代の修史者たちも充分な意識をもっていたことがわかるが、しかし、その意識を拒否する意識が存在していたことも忘れてはなるまい。

延暦四年(七八五)か同六年に一応の完成をみたのち、

弘仁十四年(八二三)前後にいまの形に完成したという、景戒という僧侶が著した仏教説話集『日本国現報善悪霊異記』(略して『日本霊異記』)には次のような説話が収録されている。下巻所収の説話である。

サトウラフ、  
村童、戯に木の佛像を剋み、愚なる夫斫き破りて、現に悪死の報を得る縁 第二十九

紀伊の國海部の郡仁嗜の濱中の村に、一の愚癡の夫有り。姓名未だ詳かならず。自性愚癡にして、因果を知らず。海部と安諦とに通ひて往き還る山に、山道有り。號けて玉坂と曰ふ。濱中より正南を指して踰ゆれば、秦の里に到る。當の里の小子、山に入りて薪を拾ひ、其の山道の側に戯れ遊び、木を剋みて佛像とし、石を累ねて塔とし、戯に剋める佛を以て石の寺に居き、時々戯れ遊ぶ。白壁の天皇のみ世に、彼の愚なる夫、戯に剋める佛を啖ひて、斧を以て殺

り破りて棄てつ。而して去くこと遠くあら不して、身を擧げて地に墜れ、口鼻より血を流し、兩つの目抜けて、夢の如くにして忽に死にき。諒に知る、護法無きに非ざるを。何ぞ恭敬せならむ。法花經に説くが如し。「若し、童子戯に木及び筆、或るは指の爪甲を以て、佛の像を畫き作さむには、皆佛道を成ぜむ。

復一つの手を擧げ、少しく頭を低れ、此れを以て佛像を供養せむには、無上道を成ぜむ」といふ。是を以て慎み信ぜよ。

この説話においては、子供がたわむれのままにつくったような仏像にも仏性は宿っているというのである。つまり、仏像の完成度——あえていうならば美術作品としての性格の強さは考へるべきではないといっているといえよう。このことはわが国の美術史学史を考へる場合重要なことだと思ふ。たとえば次回に述べることを予定している『古今著聞集』所載の絵についての説話、さらには近世初

頭の『本朝画史』などの画論のたぐいはその後見ることほできて、仏像というものを彫刻論的に論じたものほもちろんのこと、前述の『日本書紀』の修史者のごとく多面的に記述したものもないのである。その理由はやはり、歴史的に、人々の意識の中に仏像を美的完成度の強弱で判断すべきではない、という意識が色濃く存在したからにちがいないのである。

#### 註

引用文中、『日本書紀』『日本靈異記』は岩波書店日本古典文学大系、『元興寺伽藍縁起』は岩波書店日本思想大系、『続日本紀』は吉川弘文館国史大系を使用した。